資料16　仮置場の選定にあたっての留意事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 留意事項 |
| 仮置場全般  （一時的な保管や一部、破砕処理等を行う仮置場から、機械選別や焼却処理まで行う仮置場） | １）候補地は、以下の点を考慮して選定する。  ①公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ※船舶の係留等  ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地を借り上げ  ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域  ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無  ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する。  ２）都市計画法第６条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」等を参考に他部局との利用調整を図った上で選定する。  ３）仮置場の候補地については、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。  ４）複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。  ５）津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所（例えば、沿岸部や廃棄物処分場跡地）の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要がある。  ６）二次災害のおそれのない場所が望ましい。 |
| 一時的な保管や一部、破砕処理等を行う仮置場 | １）被災者が避難所生活中の場合においても、被災家屋の片付けを行うことが考えられることから、速やかに設置する必要がある。  ２）機械選別や焼却処理を行う仮置場等への運搬を考慮して、パッカー車やダンプトラック等の出入口の設定を行う必要がある。  ３）発生した災害廃棄物を住民が自ら持ち込む仮置場を設置する場合は、被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。  ４）住民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要がある。  ５）分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくと良い。 |
| 機械選別や焼却処理まで行う仮置場 | １）一時的な保管や一部、破砕処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。  ２）災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から１年程度で全ての対象廃棄物を集め、３年程度で全ての処理を終えることを想定している。  ３）災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。処理施設や処分場へ海上輸送する可能性がある場合は、積出基地（大型船がつけられる岸壁）を想定し、近くに選定した方が良い。  ４）搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。  ５）選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性やワーカビリティ、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。  ６）グランドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して地権者や住民に提案することが望ましい。  ７）協力が得られる場合、海岸部にある火力発電所の焼却灰処分場（一　　般廃棄物を受け入れる手続、有機物混入の場合は汚水処理対応が必要）や貯炭場の一部も検討対象となる。 |

備考：「災害廃棄物対策指針」技術資料1-14-5（環境省）より引用